

第9回 国と地方のシステムWG ご説明資料



平成29年11月10日
内閣官房番号制度推進室
内閣府大臣官房番号制度担当室

マイナンバー制度の情報連携やマイナポータルの本格運用について

1. 情報連携

- 各種手続の際に住民が行政機関等に提出する書類(住民票、課税証明書等)を省略可能とする等のため、マイナンバー法に基づき、異なる行政機関間で専用のネットワークシステムを用いた個人情報のやり取りを行う。
- 本年7月から試行運用を実施、11月13日(月)から本格運用開始
- 対象機関数 5,216機関
- 11月13日から本格運用可能な事務手続数 853手続(主な事務手続は別添資料のとおり)
 - ※ 事務によっては情報連携の対象外の情報の確認ため、引き続き提出が必要な添付書類がある(例:戸籍謄本等)。
 - ※ 個別の事務手続の際には、各地方公共団体・行政機関のパンフレット、ホームページ等を確認して頂く必要がある。

2. マイナポータル

- インターネットを通じて①情報連携のやりとり履歴、②情報連携対象の自己情報、③行政機関からのお知らせを確認でき、④全国の市区町村の子育て関係の手続を検索、比較、申請できるサービス(子育てワンストップサービス)等を提供。
- 10月7日から順次、子育て関係手続の署名付き電子申請が可能
 - ※対応予定市区町村数(平成29年10月18日時点)
 - ・平成29年度:1,075団体(人口カバー率 64.9%)
 - ・平成30年度以降:1,518団体(人口カバー率 95.6%)
- 10月27日から、パソコンから概ね1分以内でのログイン環境設定が可能
- 11月7日からSNSとの連携開始
 - ※ SNSで子育てに関する行政サービスを検索し、そこからマイナポータルに移動して、電子申請が利用可能。
- 11月13日から情報連携の本格運用開始に伴い、電子申請時に住民票・課税証明書等の省略が可能
- 11月末頃にはマイナンバーカード読取対応Androidスマホからのログインが可能となる予定

マイナンバー制度の情報連携に伴い省略可能な主な書類の例

別添資料

[平成29年11月13日時点(未定稿)]

申請項目	申請先	省略可能な書類の例	申請項目	申請先	省略可能な書類の例	
保育園や幼稚園等の利用に当たっての認定の申請(子ども・子育て支援法)	市町村	生活保護受給証明書	特別児童扶養手当の支給の申請 (特別児童扶養手当等の支給に関する法律)	都道府県・市町村	住民票	
		児童扶養手当証書			課税証明書	
		特別児童扶養手当証書				
		課税証明書※1				
児童手当の申請 (児童手当法)	市町村	課税証明書	障害児通所支援・入所支援の申請 (児童福祉法)	都道府県・市町村	住民票	
		住民票※1			課税証明書	
奨学金の申請 (独立行政法人日本学生支援機構法)	日本学生支援機構	生活保護受給証明書	障害福祉サービスの申請 (障害者総合支援法)	市町村	住民票	
		雇用保険受給資格者証			生活保護受給証明書	
介護休業給付金の支給の申請 (雇用保険法)	ハローワーク	住民票	障害者・児に対する医療費助成の申請 (障害者総合支援法)	市町村	住民票	
児童扶養手当の申請 (児童扶養手当法)	市町村	住民票			課税証明書	
		課税証明書			生活保護受給証明書	
		特別児童扶養手当証書			特別児童扶養手当証書	
ひとり親家庭等日常生活支援事業の申請 (母子及び父子並びに寡婦福祉法)	都道府県・市町村	課税証明書	被保険者証交付の申請 (介護保険法)	市町村	健康保険証※2	
		生活保護受給証明書	保険料の減免申請 (介護保険法)		市町村	住民票
		児童扶養手当証書				課税証明書
生活保護の申請 (生活保護法)	保護の実施機関(都道府県・市等)	課税証明書	公営住宅の入居の申請 (公営住宅法)	都道府県・市町村	生活保護受給証明書	
		雇用保険受給資格者証			住民票	
		児童扶養手当証書			課税証明書	
		特別児童扶養手当証書			生活保護受給証明書	

※1 平成30年7月以降省略可能となる見込みのもの。

※2 国共済、地共済、私学共済、一部の健康保険組合等や、協会けんぽの被扶養者に関する手続については、引続き健康保険証が必要になります。

(注) 個別の事務手続の際には、各地方公共団体・行政機関のパンフレット、ホームページ等を必ずご確認ください。

マイナポータルのメインメニュー

マイナポータルにログインすることで、平成29年7月以降様々なサービスが利用可能となっています。



A 情報提供等記録表示 (やりとり履歴)

あなたの個人情報を、行政機関同士がやりとりした履歴を確認することができます。

B 自己情報表示 (あなたの情報)

行政機関等が保有するあなたの個人情報を検索して確認することができます。

C お知らせ

行政機関等から配信されるお知らせを受信することができます。

D 民間送達サービスとの連携

行政機関や民間企業等からのお知らせなどを民間の送達サービスを活用して受け取ることができます。

E サービス検索・電子申請機能 (ぴったりサービス)

子育てに関するサービスの検索やオンライン申請（子育てワンストップサービス）ができます。

F 公金決済サービス

マイナポータルのお知らせからネットバンキング（ペイジー）やクレジットカードでの公金決済が可能となります。

G もっとながる (外部サイト連携)

外部サイトを登録することで、マイナポータルから外部サイトへのログインが可能となります。

子育て関連手続の必要書類と省略可能な時期

(H29.11.2時点)

▲ = 添付が必要な書類 ○ = 省略可能な書類
 ※ = 年金機構の情報連携開始以降、省略可能となる書類

手続名	書類名	省略可能となる時期		
		試行運用時 (H29年7月18日～)	本格運用後	
			(H29年11月13日～)	(H30年7月～)
保育の支給認定申請書	住民票	▲	○	○
	生活保護受給証明書	▲	○	○
	児童扶養手当証書	▲	○	○
	特別児童扶養手当証書	▲	○	○
	障害者手帳	▲	▲	○
	障害者自立支援給付受給者証	▲	○	○
	障害児入所支援給付受給者証	▲	○	○
	障害児通所支援給付受給者証	▲	○	○
	中国残留邦人等支援給付受給者証	▲	○	○
	課税証明書	▲	▲	○
	障害基礎年金受給証明書	▲	※	※
保育施設等の現況届	課税証明書	提出時期が9月頃の為 該当なし	▲	○
児童手当の受給資格・額に ついての認定の請求	課税証明書	▲	○	○
	住民票	▲	▲	○
	健康保険証・年金加入証明書	▲	※	※
児童手当の額の改定の 請求及び届出	住民票	▲	▲	○
児童手当の住所変更等の届出	住民票	▲	▲	○
児童手当の現況届	課税証明書	提出時期が6月頃の為 該当なし	(H30.6) ○	○
	住民票		(H30.6) ▲	○
	健康保険証・年金加入証明書		(H30.6) ※	※
児童扶養手当の現況届	住民票	▲	提出時期が7月頃の為 該当なし	○
	課税証明書	▲		○

情報連携の対象情報のみを掲載（別途情報連携対象外の情報であって、添付が必要な書類あり）

子育てワンストップサービス（ぴったりサービス）の対応状況

インターネットで手続きの検索・比較が可能（一部は様式の印刷まで可能）

(H29.10.30時点)

	児童手当	保育	児童扶養手当	母子保健
市区町村数 (人口 カバー率)	延べ1,507団体(95.1%)			
	1,497団体 (93.9%)	1,467団体 (92.0%)	1,428団体 (91.2%)	1,458団体 (91.9%)

H29.10月～電子申請を行うことが可能

(H29.10.18時点)

	児童手当	保育	児童扶養手当	母子保健
市区町村数 (人口 カバー率)	H29年度中～：延べ1,075団体（64.9%）（予定）			
	H30年度以降～：延べ1,518団体（95.6%）（予定）			
	H29年度中 ～	1,058団体 (62.8%)	957団体 (51.4%)	649団体 (28.2%)

※ 子育てワンストップサービスに係る市区町村対応状況確認結果集計値（n=1,663）

※ 未回答団体：78団体

※ 各自治体の対応状況は子育てワンストップサービス（ぴったりサービス）トップページにて確認可

マイナンバーの利用範囲の拡大等について

マイナンバー法

附則第六条 **政府は、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行の状況等を勘案し、個人番号の利用及び情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の範囲を拡大すること並びに特定個人情報以外の情報の提供に情報提供ネットワークシステムを活用することができるようにすることその他この法律の規定について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて、国民の理解を得つつ、所要の措置を講ずるものとする。**

未来投資戦略2017（平成29年6月9日閣議決定）（抄）

中短期工程表「規制改革、行政手続の簡素化、IT化の一体的推進」④

	2013年度～2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度～	KPI
		概算要求 法制改正要請書	秋	年末	通常国会	
	＜マイナンバー等の利活用拡大＞					
	マイナンバー制度の導入、社会保障・税分野等における業務改革の推進					
	預貯金付番等を可能とするマイナンバー法等改正法の成立(2015年9月)	マイナンバーの利用範囲拡大に関する検討 (戸籍事務・旅券・在外邦人の情報管理、証券分野等において公共性の高い業務)				
	マイナンバーカードの公的サービスや資格証明に係るカードとの一体化等に関する検討					
	マイナンバーカードと国家公務員身分証一体化					
	マイナンバーカードのキャッシュカード等としての利用に向けた検討・実現					
	マイナンバーカードの利便性向上策について検討し、可能なものから順次実現(旧姓併記等の券面記載事項の充実、海外における継続利用等)					
	マイナンバーカードの公的個人認証機能について、読み取りに対応したスマートフォンが発売され、またスマートフォンへのダウンロードに関する技術実証を実施	マイナンバーカードの読み取り対応スマートフォンの拡大や対応サービス(アプリ)の導入を推進し、公的個人認証機能のスマートフォンへのダウンロードのための実施体制などの運用面及び法制度の検討を実施			スマートフォンを活用した読み取り申請開始	スマートフォンへの利用者証明機能のダウンロードの実現
	自動車検査登録事務 全都道府県共同利用システム構築	提出書類の更なる合理化等のための制度上の措置の検討・実施				マイナンバーカードを健康保険証として利用
	各種免許等における各種公的資格確認機能をマイナンバーカードに持たせることについて、その可否も含めて検討を進め、可能なものから順次実現					
	ワンストップサービス/プッシュ型サービスや本人確認に係る官民連携等に関する検討					
	電子私書箱構築のための官民連携した仕組みの検討 電子行政手続への多様なアクセス手段の確保			マイナポータルの本格運用開始		
	マイナポータル の順次利用開始					
	マイナンバーカード1枚で新たな軽力的な生活モデルを提供 ・地域経済応援ポイントの導入により、商店街をはじめとする地域の消費を拡大	マイキープラットフォームの検討・構築				運用
	マイナンバーカードの公的個人認証機能について、読み取りに対応したスマートフォンが発売され、またスマートフォンへのダウンロードに関する技術実証を実施	マイナンバーカード及び法人番号を用いた政府調達における契約までの一貫した電子化を順次開始、地方公共団体での利用可能化				
	公的個人認証サービスを活用した法人間取引等における権限の認証等の実現に向け、2017年通常国会に法案を提出(2017年3月)	公的個人認証サービスを活用した法人間取引等における権限の認証等の実現に向けた制度整備の具体化、制度の利用開始				
	「公開情報への法人番号の併記について」策定(2015年3月各府省情報化統括責任者(CIO)連絡会議)	テレビなど多様なアクセス手段の確保				
		政府が法人情報を公開する際、順次、法人番号を併記				
	「法人インフォメーション」の検討・構築	「法人インフォメーション」の掲載情報の拡充				

規制・行政手続・IT化の一体的推進④

平成31年通常国会への関連法案の提出を念頭に、戸籍事務、旅券事務、在外邦人の情報管理、証券分野等の公共性の高い業務について、政府内で検討中。

マイナンバー制度の利用範囲の検討状況について

マイナンバーの利用範囲拡大

○平成25年5月、法制定時のマイナンバー法別表第一に規定されたマイナンバー利用事務は95項目

⇒日本年金機構の年金事務を除き、平成28年1月1日より利用開始

○平成27年9月成立の改正マイナンバー法において、預貯金付番関連など4項目が追加

○国民健康保険法、難病の患者に対する医療等に関する法律など他法改正に伴う増減があり、現時点での利用事務は106項目

○現在、「3年後見直し」の改正マイナンバー法案を平成31年通常国会に提出すべく、各府省で検討中

・戸籍事務

平成29年8月まで法務省の有識者会議で検討、現在、マイナンバー制度導入ための戸籍法改正を行うため法制審議会において、調査・審議中

・旅券事務等

旅券事務でのマイナンバーの利用について関係省庁と協議・検討中。その他の領事事務については、在留邦人へ付番された場合の利用の効果等について検討中

・証券保管振替業務

マイナンバー利用事務とすることの可否も含めて検討中

・外国人留学生資格外労働時間管理業務

マイナンバー制度を活用した外国人留学生の資格外活動の管理強化を検討中

參考資料

マイナンバーの利用範囲

別表第一(第9条関係)

社会保障分野

年金分野

⇒年金の資格取得・確認、給付を受ける際に利用。

- 国民年金法、厚生年金保険法による年金である給付の支給に関する事務
- 国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法、私立学校教職員共済法による年金である給付の支給に関する事務
- 確定給付企業年金法、確定拠出年金法による給付の支給に関する事務
- 独立行政法人農業者年金基金法による農業者年金事業の給付の支給に関する事務 等

労働分野

⇒雇用保険等の資格取得・確認、給付を受ける際に利用。ハローワーク等の事務等に利用。

- 雇用保険法による失業等給付の支給、雇用安定事業、能力開発事業の実施に関する事務
- 労働者災害補償保険法による保険給付の支給、社会復帰促進等事業の実施に関する事務 等

福祉・医療・その他分野

⇒医療保険等の保険料徴収等の医療保険者における手続、福祉分野の給付、生活保護の実施等低所得者対策の事務等に利用。

- 児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務
- 母子及び寡婦福祉法による資金の貸付け、母子家庭自立支援給付金の支給に関する事務
- 障害者総合支援法による自立支援給付の支給に関する事務
- 特別児童扶養手当法による特別児童扶養手当等の支給に関する事務
- 生活保護法による保護の決定、実施に関する事務
- 介護保険法による保険給付の支給、保険料の徴収に関する事務
- 健康保険法、船員保険法、国民健康保険法、高齢者の医療の確保に関する法律による保険給付の支給、保険料の徴収に関する事務
- 独立行政法人日本学生支援機構法による学資の貸与に関する事務
- 公営住宅法による公営住宅、改良住宅の管理に関する事務 等

税分野

⇒国民が税務当局に提出する確定申告書、届出書、調書等に記載。当局の内部事務等に利用。

災害対策分野

⇒被災者生活再建支援金の支給に関する事務等に利用。
⇒被災者台帳の作成に関する事務に利用。

⇒上記の他、社会保障、地方税、防災に関する事務その他これらに類する事務であって地方公共団体が条例で定める事務に利用。

マイナンバー制度における「情報連携」

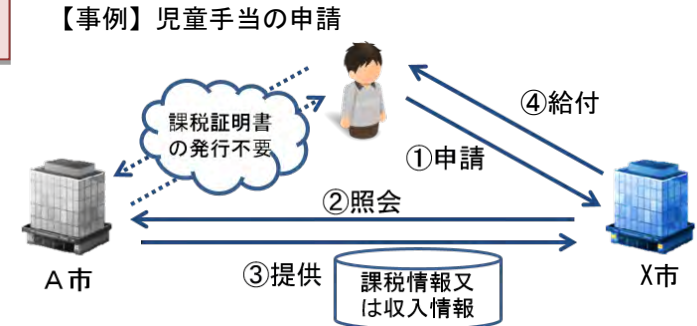
別表第二(第19条関係)

番号法又は地方公共団体の条例若しくは個人情報保護委員会規則に基づき、
情報提供ネットワークシステムを利用できる①情報照会者、②利用事務、③情報提供者、④共有する特定個人情報^をを限定列挙。

地方税関係情報(住民税の課税情報又はその算定の基礎となる収入情報)

⇒**社会保障の給付、保険料の減免を受ける際、所得要件の審査に利用。**
⇒**住民が申請する際、課税証明書等の証明書類が不要に！**

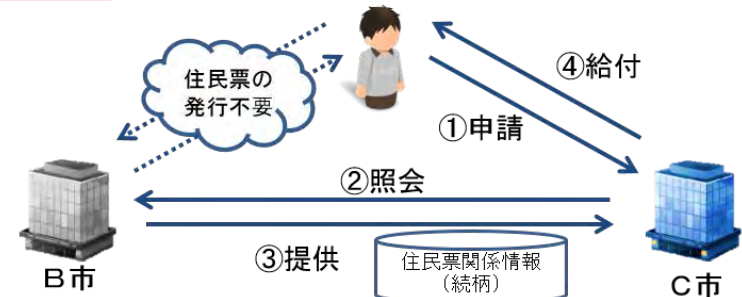
- 児童手当法による児童手当の支給に関する事務
- 介護保険料の減免の申請に関する事務 等



住民票関係情報(続柄など住民票に記載される基本4情報(住所、氏名、生年月日、性別)以外の情報)

⇒**社会保障の給付、保険料の減免を受ける際、世帯が同一であるかの審査に利用。**【事例】児童扶養手当の申請
⇒**住民が申請する際、住民票の写しが不要に！**

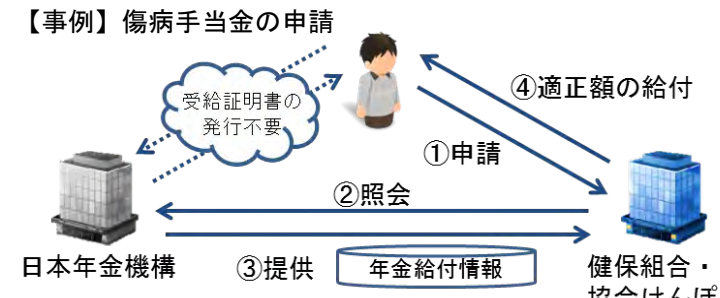
- 児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務
- 健康保険法による保険給付の支給に関する事務 等



他の社会保障給付に関する情報

⇒**社会保障給付の申請があった際、審査・併給調整に利用。**
⇒**住民が申請する際、年金の受給証明書等の提出が不要に！**

- 健康保険法による保険給付の支給に関する事務
- 労災保険法による保険給付の支給に関する事務 等



上記の他、障害者関係情報、生活保護関係情報(種類と支給額)、年金の加入者情報、保険料の徴収情報について、社会保障の事務で共有する場合があります。10

平成29年1月16日に一部機能の先行稼働を開始。

平成29年7月18日から試行運用として、マイナポータル・子育てワンストップサービスの各種機能も利用開始。平成29年11月13日から本格運用開始。

【リリーススケジュール】

稼働スケジュール	主なサービス	概要
平成29年1月16日 一部機能を先行稼働	利用者フォルダ	✓ マイナポータルを利用する際に使用するフォルダ開設機能
	e-Taxとの認証連携 (もっとつながる)	✓ 認証連携を通じてe-Taxとのシームレスな操作を実現する機能
平成29年7月18日 試行運用 (情報連携試行運用 開始時期と同時)	情報提供等記録表示 (やりとり履歴)	✓ 情報保有機関にて照会・提供された国民等利用者の情報提供等記録を確認する機能
	自己情報表示 (あなたの情報)	✓ 情報保有機関の保持する特定個人情報を表示する機能
平成29年11月13日 本格運用 (情報連携本格運用 開始時期と同時)	お知らせ情報表示	✓ 情報保有機関が国民等利用者向けに個人番号利用事務に関する情報を配信する機能
	子育てワンストップ サービス	✓ ワンストップサービスによって、①自分にぴったりのサービスを検索して、②自治体にオンラインで申請する機能
	公金決済サービス	✓ マイナポータルのお知らせ通知機能を活用し、ネットバンキング(ペイジー)やクレジットカードでの公金決済ができる機能

子育てワンストップサービス（マイナポータルの「ぴったりサービス」）

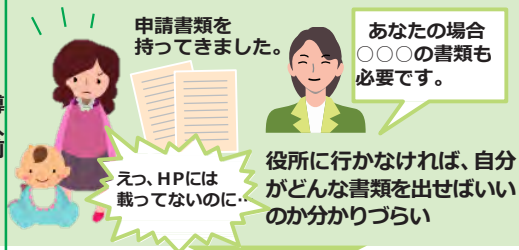
- ・ H29.7.18からサービス検索を開始（まずは子育て関連サービスから）。
- ・ H29.10.7からマイナンバーカードを活用した署名付き電子申請も開始。利用者は役所に出向くことなくオンライン申請が可能。
- ・ プッシュ型のお知らせを電子で受け取ることができる。

1

サービス検索

手続に必要な書類を確認

導入前



導入後



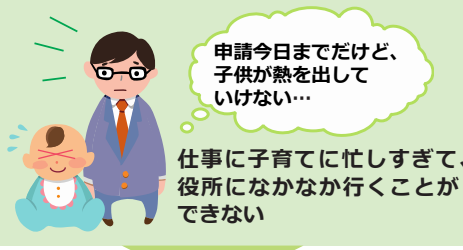
住民 確認したいサービスを簡単に検索できる

自治体 窓口で受け付ける作業負担を減らすことができる

2

簡単オンライン申請

自宅のパソコン等から手続を申請



住民 いつでもオンライン申請ができる

自治体 書面様式から手入力でシステムへ入力する作業負担を減らすことができる

3

プッシュ型お知らせ

自治体からプッシュ型でお知らせ



住民 お知らせをいつでも便利に確認することができる

自治体 書類作成や郵送コストを削減できる

マイナンバー制度導入後のロードマップ(案)

★:マイナンバー法の改正が必要なもの

